

既存技術における実施医療機関要件等の見直し

1. 概要

現在の先進医療は、平成18年10月1日より高度先進医療と統合したところである。その際、高度先進医療で承認された全医療技術が移行されると共に、実施医療機関の要件等も同様に移行し、適用している。

また、過去の高度先進医療においては、1年間の実績を報告させ、これを踏まえて既存技術における実施医療機関の要件等に関する見直しを行ってきたところである。

そこで今般、高度先進医療と同様に、先進医療（高度先進医療からの技術も含む）において、同様の見直しを行うものである。

2. 既存技術における実施医療機関の要件等に関する見直し

* 先進医療として認められている全医療技術（平成18年12月8日時点で112種類）について、下記のような作業で見直しを行ってはどうか。

- ① 見直しにあたり実施要件の基本的な考え方を先進医療専門家会議の場で検討する。
- ② 検討された見直しの要点及び基本的な考え方を踏まえ、各医療技術を最も専門に近い委員の一人にご覧いただき、実施医療機関の要件等の見直しが必要であるかどうかについて検討していただく。
- ③ 各委員は担当した医療技術について、評価用紙に実施医療機関の要件等の見直しの要否について記載する。見直しが必要と判断した場合は見直し案も記載する。（なお、担当した医療技術以外でも実施医療機関の要件等に意見がある場合は、別途評価用紙に記載して事務局に提出する。）
- ④ 見直しが必要と判断された医療技術については、見直し案を事務局にて取りまとめ、先進医療専門家会議において、見直し案について各委員からの説明をいただきながら検討し、見直しを実施する。